

新しく加入される事業主のみなさまへ

【労働保険とは】

「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

○労災保険

事業主が雇用する労働者は、すべて労災保険に加入しなければなりません。

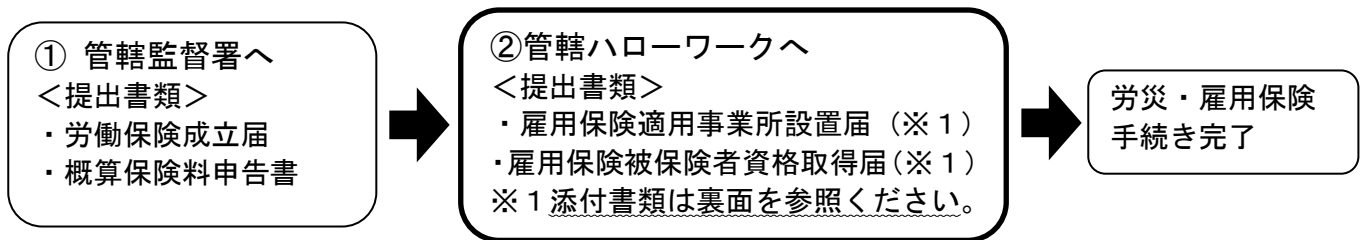
○雇用保険

次の要件をすべて満たす労働者は、雇用保険に加入しなければなりません。

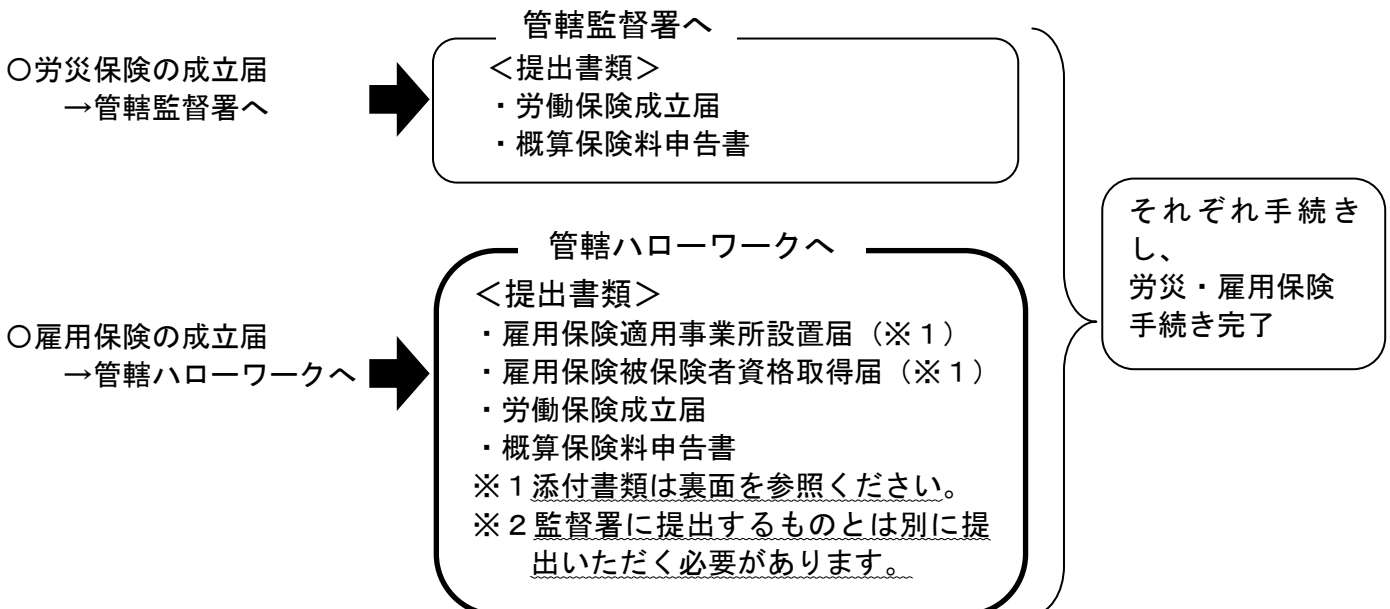
- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

【加入手続き順序】

●製造業、卸小売業、サービス業、運輸業、その他各種事業【一元適用事業】



●建設業、農林水産業、地方公務の事業【二元適用事業】



【設置時の添付書類】

☞ 雇用保険適用事業所設置届 (会社の登録) の添付書類

- 【法人の場合】
- ① 登記簿謄本「履歴事項全部証明」(写) ※3か月以内のもの
 - ② 事業活動が確認できるもの
 - ・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類 ※必須
 - ・ 事業内容に関する取引先等との契約書、納品書、請求書等 (取引先等から貴社宛のもの)
- ※事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合は、住所の確認書類として 賃貸契約書又は公共料金の請求書等が別途必要です。

- 【個人の場合】
- ① 事業主の「住民票(写)」(3か月以内のもの) 又は「運転免許証」(写)
 - ② 事業所の所在地が確認できるもの (「賃貸契約書」「公共料金の請求書」等)
 - ③ 事業活動が確認できるもの
 - ・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類 ※必須
 - ・ 事業内容に関する取引先等との契約書、納品書、請求書等 (取引先等から貴社宛のもの)

- 【法人・個人共通】
- ・ 地図 (設置届裏面への記載又は事業所の所在地が分かる地図を添付)
 - ・ 労働保険成立届 (一元適用事業の場合は、監督署受理印のある事業主控え)
 - ・ 概算保険料申告書 (同上)

※上記以外にも、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。

☞ 雇用保険被保険者資格取得届 (従業員の登録) の添付書類

1. 労働者名簿・・・労働基準法第107条で作成が義務付けられています。
2. 賃金台帳・・・労働基準法第108条で作成が義務付けられています。
(提出時まで作成が間に合わなければ省略可能です。)
3. 出勤簿又はタイムカード・・・労働者を採用した日からのものをご用意ください。
4. 雇入通知書・雇用契約書・・・労働基準法第15条で労働条件の明示が義務付けられています。
5. 雇用保険被保険者証・・・以前雇用保険に加入していた方は所持しています。
(ない場合は、履歴書等の職歴が確認できる書類を持参ください。)

【その他】

設置届や取得届等の雇用保険手続きにかかる様式はこちらからダウンロード可能です☞



【お問い合わせ先】

ハローワーク福岡東 雇用保険適用課

福岡市東区千早6-1-1

TEL 092-672-8647

※管轄：福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、
粕屋郡 (篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)

福岡東労働基準監督署

福岡市東区香椎浜1-3-26

TEL 092-661-3770

※管轄：福岡市東区、宗像市、古賀市、
福津市、粕屋郡全域

※管轄区域が一部異なりますのでご注意ください。